

学校臨時休業対策費補助金に関するQ & A

(令和2年4月3日時点)

※本Q&Aは、今後、順次更新を行います。

共通事項

問1 国の予算が令和元年度から令和2年度へ繰越されたが、地方公共団体として元年度予算で実施した事業についても補助対象となるか。また、令和2年度予算で実施した場合も補助対象となるか。

○ 令和元年度予算、令和2年度予算で実施した事業共に補助対象となります。

問2 学校設置者と事業者の間で契約書を作成していない場合も、本事業の補助対象となり得るか。

○ FAX や口頭による注文等（契約書を作成していない場合）であっても、実態として契約関係にあることが客観的にわかることが必要となります。

問3 本Q&Aを参照しても判断が難しい具体的な案件がある場合、学校設置者等が対象等を判断して良いか。

○ 具体的にどのような場合が支払対象になるか、判断に悩む案件については、各都道府県給食会または全国学校給食会連合会(補助金専用電話 03-3401-7311)へお問い合わせください。

学校給食費返還等事業（補助事業①）

【学校給食費の返還】

問4 特別支援教育就学奨励費（学校給食費も含め受給している者）や教育扶助、就学援助の受給者は、今回の学校給食費返還等事業の対象となるのか。

○ 特別支援教育就学奨励費（学校給食費を含む）や教育扶助、就学援助として実施されていることから、当該制度を活用してください。なお、特別支援教育就学奨励費の対象者のうち、学校給食費について保護者負担が生じる部分については、学校給食費返還等本事業の対象となります。また、教育扶助、就学援助を対象者へ直接支給し、改めて学校給食費として徴収している場合は、保護者への返還が必要になることから留意が必要です。

【補助の流れ】

問5 申請は各学校設置者で行うのか。都道府県が取りまとめる必要があるか。

○ 各学校設置者が各都道府県給食会を通じて全国学校給食連合会へ申請します。

問6 都道府県が市町村分費用の予算取りをする必要があるのか。

- 市町村を間接補助事業者、負担割合を4分の1としているため、都道府県の負担は想定していません。ただし、別途、都道府県が単独事業として市町村を支援することを妨げるものではありません。

【補助金額】

問7 学校設置者が負担する4分の1について、国の支援はあるのか。

- 公立学校については、学校設置者負担分の80%が特別交付税により措置されます。私立学校については、学校設置者負担となります。

【補助対象経費】

問8 補助の対象となる、学校給食休止期間はいつからいつまでか。

- 原則として、政府の一斉臨時休業の要請を受けた3月2日から春休みまでの臨時休業期間中です。但し、政府の一斉臨時休業要請に先んじて、感染防止のために地域一斉の臨時休業措置をとっていた学校設置者については、当該措置を開始した日から対象とすることを可能とします。なお、一斉臨時休業開始前に、感染者が発生したことによる学校臨時休業の措置を実施した場合はこれに該当しません。

問9 3月2日から春休みまでの間で、学校を再開するなどしたが、授業を午前までに短縮するとともに学校給食は休止とした場合は、本事業の対象となるか。

- 政府による一斉臨時休業の要請を受け、感染予防の観点から学校給食を休止した場合でも、かかる期間については対象とします。

問10 学校給食費を全部又は一部を無償化している場合は対象となるか。

- 対象となります。

問11 学校に寄宿舎がある場合、朝食と夕食分の食材についても対象となるか。

- 本補助金は、臨時休業期間の学校給食（学校給食法第3条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第2条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第2条で定める学校給食をいう）の休止への対応であり、対象となりません。

問12 学校給食費を私会計で扱っており、学校設置者ではなく、学校や学校給食調理場が業者と契約して食材を購入している場合の違約金等は対象となるか。

- 契約に従って支払った事実と金額が確認できる資料等が揃っていれば、対象となります。ただし、本事業は、国が学校設置者に対し、学校一斉休業に伴う学校給食費に相当する費用を支援するものであり、学校設置者以外の者が補助金交付申請を行うことがで

きないため、学校設置者が学校設置者以外の者が有する保護者に返還等すべき債務を保持することが必要となります。

問13 学校給食費を私会計で扱っており、学校設置者と業者の間に契約関係がない場合はどのような手続が必要となるか。

- 本事業は、国が学校設置者に対し、学校一斉休業に伴う学校給食費に相当する費用を支援するものであり、学校設置者以外の者が補助金交付申請を行うことができないため、学校設置者が学校設置者以外の者が有する保護者に返還等すべき債務を保持することが必要となります。よって、業者と契約している学校や学校給食調理場等の代わりに学校設置者が予算を立て、申請することになります。

問14 「違約金等」について、事業者との契約書にキャンセル料に係る規定がない場合でも対象になるのか。

- 現行の契約にキャンセル料に係る規定がない場合でも、臨時休業期間に係るものであることなど客観的に分かるよう、業者と学校設置者との間で調整の上、変更契約等を行い、違約金等を学校設置者が支払った場合は対象となります。

問15 「違約金等」について、既存の規定を持っていない場合などは、金額設定をどのように考えればよいか。どこまで認められるのか。

- 各学校設置者と事業者との間で協議の上、変更契約等にて合意いただければと思います。その際、臨時休業期間に係る合理的な金額となるよう留意願います。

問16 通常、教職員の喫食分も含んで食材を調達しているが、食材に係る経費や食材に係る違約金等について本補助金を申請する際、教職員分を割り戻して差し引く必要があるか。

- 本事業の対象となるのは学校給食費を保護者に対して返還等するための経費であり、原則として対象外となりますが、業者と学校設置者との間で協議の上、変更契約等において合意し、違約金等を学校設置者が支払った場合は対象となります。

問17 農林水産省所管の「学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業補助金」を受給する業者に支払う「違約金等」も対象として認められるか。

- 各補助金の対象となる経費は異なり、また、他の補助金で得た額については本補助金からは除外することとなるため、学校設置者と事業者との個々の契約や協議結果に従い、適切に申請してください。

問18 米飯やパン等を加工する業者に支払う違約金等についても補助対象となるか。

- 学校設置者とパンなどを加工する業者における委託契約についても、食材費相当部分として本事業の対象となります。

問19 対象となるのは食材のキャンセルに係る違約金等のみか。加工食品を製造、運搬の上、納入する業務に係る違約金等は対象となるのか。

○ 学校設置者との個々の契約の内容により、食材にかかる経費に対する違約金を支払う場合、本事業の対象としています。

問20 キャンセルに係る違約金等の対象となる食材は、既に納入したものでなければいけないのか（納入前の食材は対象にならないのか）。

○ 事業によって納入の有無は問いませんが、個々の契約に従って取り扱うこととなります。但し、転売等の状況については確認が必要です。

問 21 学校設置者が既に入れた食材のうち、保存可能なため、4月以降に活用予定の食材は、補助の対象となるか。

○ 対象外です。

問 22 学校設置者から、「臨時休業にあたり一旦キャンセルするが、食材をそのまま保管頂き、4月のメニューで利用したい」と打診を受けているが、この場合、3月分のキャンセルに係る違約金（4月までの食材の保管料相当額等）は、補助の対象となるか。

○ 業者と学校設置者との契約に従った上で、違約金を学校設置者が支払う場合は対象となります。

問 23 これまでの取引慣行により、学校設置者からの発注前に事業者が調達した食材は補助の対象となるか。

○ 学校設置者から発注されていない場合、キャンセルや違約金等が発生しないため、補助対象外となります。

問 24 学校設置者が、市内の公立小学校給食で提供する予定だった食材のうち、保存ができない食材を市内の公立幼稚園の昼食に転用した場合、補助の対象外か。

○ 対象外です。

問25 寄付にあたって要した費用については、処分に要した費用と見なされるか。また、証明書等、申請にあたり何が必要になるのか。

○ 見なされます。申請にあたっては、寄付を行った事実と寄付に要した費用がわかる資料が必要と考えています。

問26 違約金等の支払後、当該食材について、学校設置者と事業者との間の協議等で自由に取り扱って良いか。

○ 違約金等の協議にあたり、当該食材をどのように取り扱うか（保存が効かず処分するより方法がない、保管料は追加でかかるものの随時他用途に転売予定など）はその前提となる事項であり、不適當です。

問 27 4 月以降の在學生には、5 月分の給食費は 3 月の納入分を相殺した額を徴収予定であり、3 月に卒業する者には、4 月以降に振り込みで返納を予定している。その旨を保護者に周知し、承諾を取る際の郵送料や振り込み手数料も対象となるか。

○ 対象となります。

問 28 既に学校給食費を保護者に返還しており、その際、返還手数料は保護者負担としていたが、本事業の補助対象経費となることを受け、当該手数料も保護者に返還したいと考えている。但し、「返還する手数料」より、そのために要する経費のほうが高くなるところ、問題ないか。

○ 対象となりますが、返還にかかる事務的負担や費用等も含め総合的に勘案し、適切に判断いただければと考えています。

問 29 当初、臨時休業を 2 週間とし、先に 2 週間分の学校給食費を保護者に返還していたが、後に臨時休業を延期して追加で 1 週間分の学校給食費を返還することになった場合、2 回目の振込手数料も対象となるか。

○ 政府の一斉臨時休業の要請を受けた 3 月 2 日から春休みまでの臨時休業期間中であれば、2 回目の振込手数料も対象として差し支えありません。

問 30 年度末に向けた清算のために、保護者へ教材費等の返還を行う予定であり、今回の学校給食費返還分も併せて振り込む場合、当該振込手数料も対象となるか。

○ 保護者へ教材費等を返還するための手数料は既に予定されていた経費であり、今回の臨時休業に伴って新たに発生した経費ではないため、対象外です。

衛生管理改善事業（補助事業②）

【補助の流れ】

問 31 県学校給食会への申請は各学校設置者で行うのか。都道府県がとりまとめるのか。

○ 都道府県・市町村が、業者に補助を行う場合、全国学校給食会連合会（各都道府県学校給食会）が都道府県・市町村に補助を行います。

【スケジュール】

問 32 令和 2 年度（4 月以降）に実施した設備更新や職員研修についても補助対象となるか。

○ 令和元年度、令和 2 年度（4 月以降）に実施した設備更新や職員研修共に補助対象となります。ただし、対象となるのは、あくまでも令和元年度の臨時休業により影響を受けた事業者です。

【補助金額】

問33 地方公共団体が負担する3分の1について、国の支援はあるのか。

- 地方公共団体負担分の80%が特別交付税により措置されます。

【補助対象経費】

問34 業者が加工した食品を学校設置者が直接購入（契約）し、給食に提供している場合、この加工・納入業者は「学校給食調理業者」に含まれるか。

- 令和元年度の契約により、学校設置者が加工済み食品を直接購入・納入している場合で、学校の臨時休業による学校給食休止に伴い、契約変更等を行った事業者であれば「学校給食調理業者」に含まれます。

問35 学校給食調理業者に八百屋や魚屋等の食品事業者は含まれるのか。

- 調理や加工を行わない事業者は、含まれません。

問36 学校設置者と直接契約している事業者が、食材の加工等を加工業者に再委託している場合は、この再委託先の加工業者は本事業の対象となるのか。

- 学校設置者と直接契約をしている学校給食調理業者を想定しているところですが、学校設置者との個々の契約の内容により、再委託先の事業者を含め、直接契約していると同義と判断可能な場合は、本事業の対象となります。

問37 給食調理業者とは単価契約しており、実際に当該月に学校給食として提供された分だけ月末で支払っている。よって、契約変更はしていないが、業者に負担が出ている。そのような業者は対象となるか。

- 今回の臨時休業に伴い、業者側に影響が生じたことを客観的に確認できる場合は、本事業の対象となります。

問38 特に契約変更をしていない業者に対し、学校設置者が自主的に衛生管理の改善のために設備更新等を支援した場合も対象となるか。

- 今回の臨時休業に伴って影響を受けている業者と判断できる場合は、本事業の対象となります。

問39 事業者ではなく、地方公共団体が購入した消耗品を業者に配っても良いか。

- 原則として、事業者が消耗品を購入したり設備を更新したりすることを想定しており本事業の対象外です。

問40 業者主催ではなく、他者主催の研修に参加するための費用も補助対象となるか。その際、旅費も認められるか。

- 補助の対象となる研修の実施形態や対象項目に制限はありません。ただし、実施日数や対象人員数、総額に限度額があります。

問41 一の事業者が、複数の地方公共団体から本事業による支援を受けることは可能か。

- 同一県内において複数の設置者と契約をしている場合は県でお取りまとめいただくか、関係市町村で協議して決めていただくことが考えられます。また、複数都道府県にまたがる場合は、事業者法人本部所在地において支援を受けていただくこととなります。地方公共団体においては他の地方公共団体と重複がないかを確認していただきます。